

あ	-	2
29.	3.	21

あ	-	3
29.	3.	1

療養費検討専門委員会における これまでの議論・主な論点(案) (参考資料)

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうに係る療養費の概要

○あん摩マッサージ指圧について

保険医療機関内で理学療法の一環として行われた場合に現物給付(療養の給付)の対象としているほか、以下のとおり医師の同意の下に保険医療機関外(施術所)で行われた場合にも療養費払いの対象としている。

1 受給要件

(1)対象疾病

主として、筋麻痺、関節拘縮等に対するもの。

(2)医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

往療を行われた場合は、別途往療の必要性に関する医師の同意が必要。

2 支給期間

特に制限なし。

○はり・きゅうについて

慢性病であって医師による適切な治療手段がないもので、はり・きゅうの施術による効果が期待できるとして医師の同意の下に行われた場合に療養費払いの対象としている。

1 受給要件

(1)対象疾患

慢性病で医師の適切な治療手段のないもの。

①主として、神経痛、リウマチ

②類似疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等)

(2)医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

2 支給期間

特に制限なし。

療養費の推移

○ はり・きゆう及びマッサージに係る療養費について、直近における対前年度の伸び率は、鈍化傾向にあるものの、国民医療費の伸び率を上回る率で推移している。

(金額:億円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国民医療費	348,084	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071
対前年度伸び率	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%
治療用装具	336	350	387	396	406	405	421
対前年度伸び率	2.4%	4.2%	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%
柔道整復	3,933	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825
対前年度伸び率	2.7%	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%
はり・きゆう	267	293	315	352	358	365	380
対前年度伸び率	8.1%	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%
マッサージ	374	459	516	560	610	637	670
対前年度伸び率	10.3%	22.7%	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%

(注1) 平成21年度までは保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

- ・ 平成20年度以前の日雇特例被保険者については、療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・ 平成21年度以前の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・ 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

(注3) 治療用装具の療養費の算出について

- ・ 平成21年度以前の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。

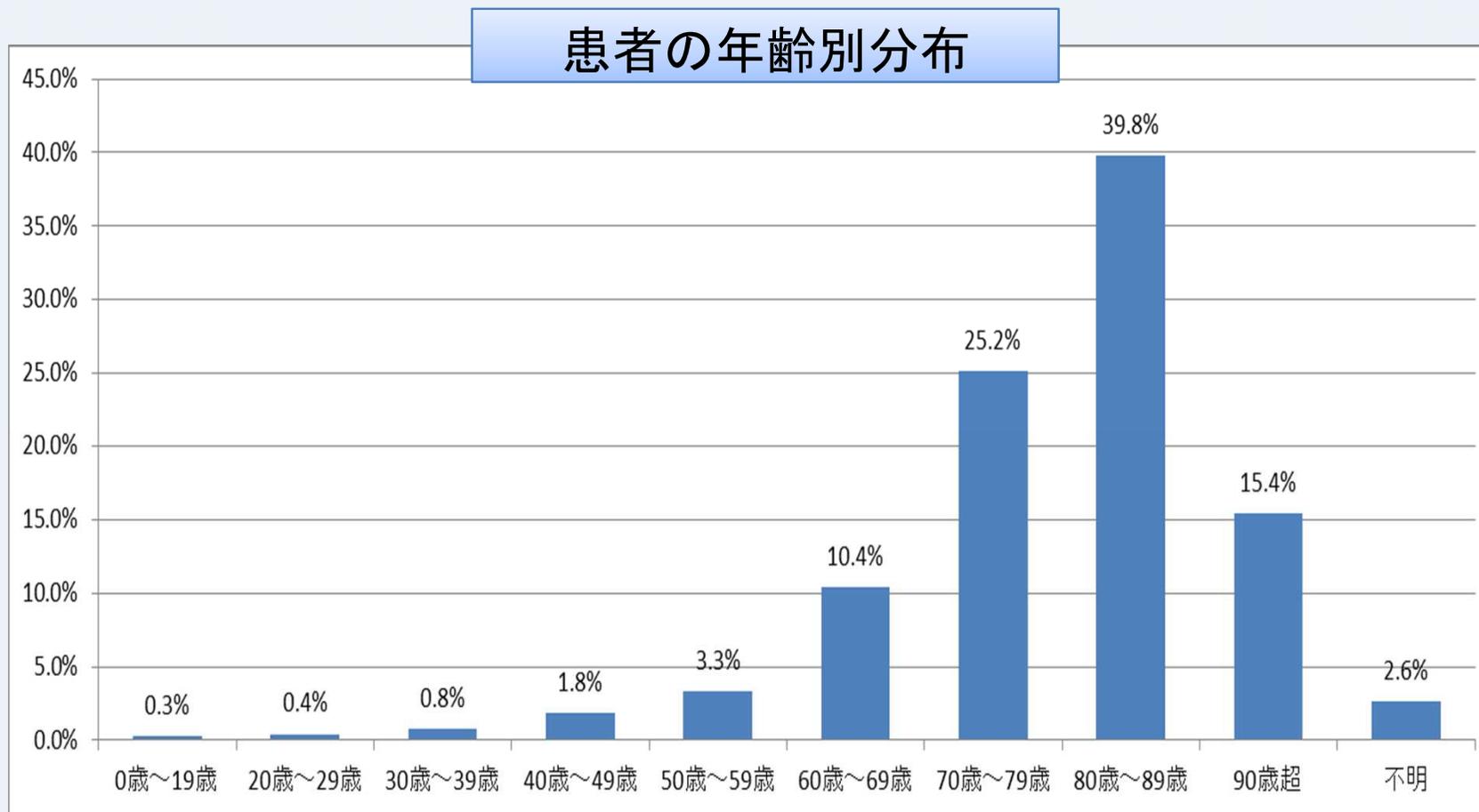
あ - 4
29. 1. 18

参考資料
28. 8. 30

あ - 2
28. 3. 29

療養費支給申請書(あん摩マッサージ指圧)からみる受療状況の分析

○ 患者の年齢分布は、70歳以上の高齢者である患者割合が全体の8割を占めている。



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(26年10月分)を基に分析

- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1

あ - 4
29. 1. 18

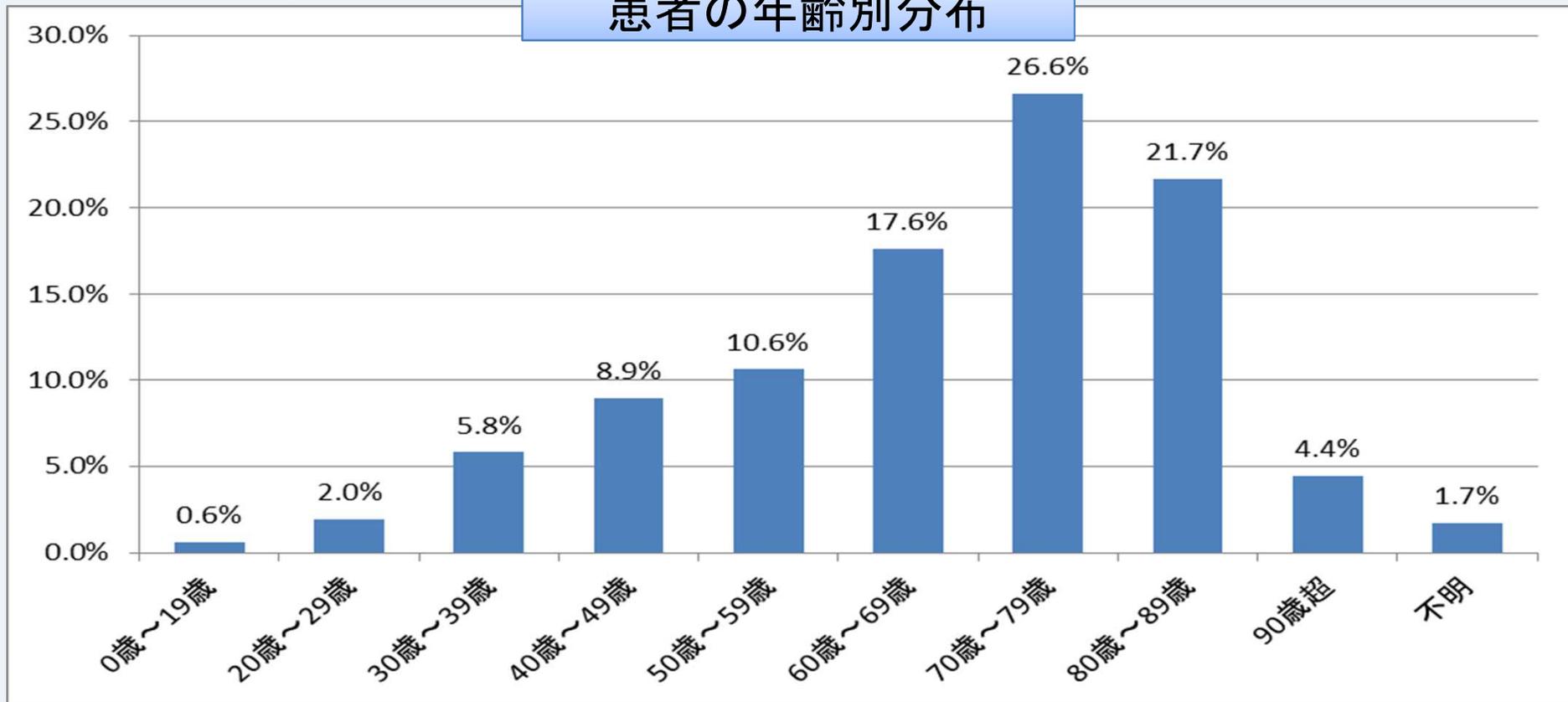
参考資料
28. 8. 30

あ - 2
28. 3. 29

療養費支給申請書(はり・きゅう)からみる受療状況の分析

○ 患者の年齢分布は、年齢の上昇とともに緩やかに上昇し、70歳から79歳の年齢層がピークとなっている。

患者の年齢別分布



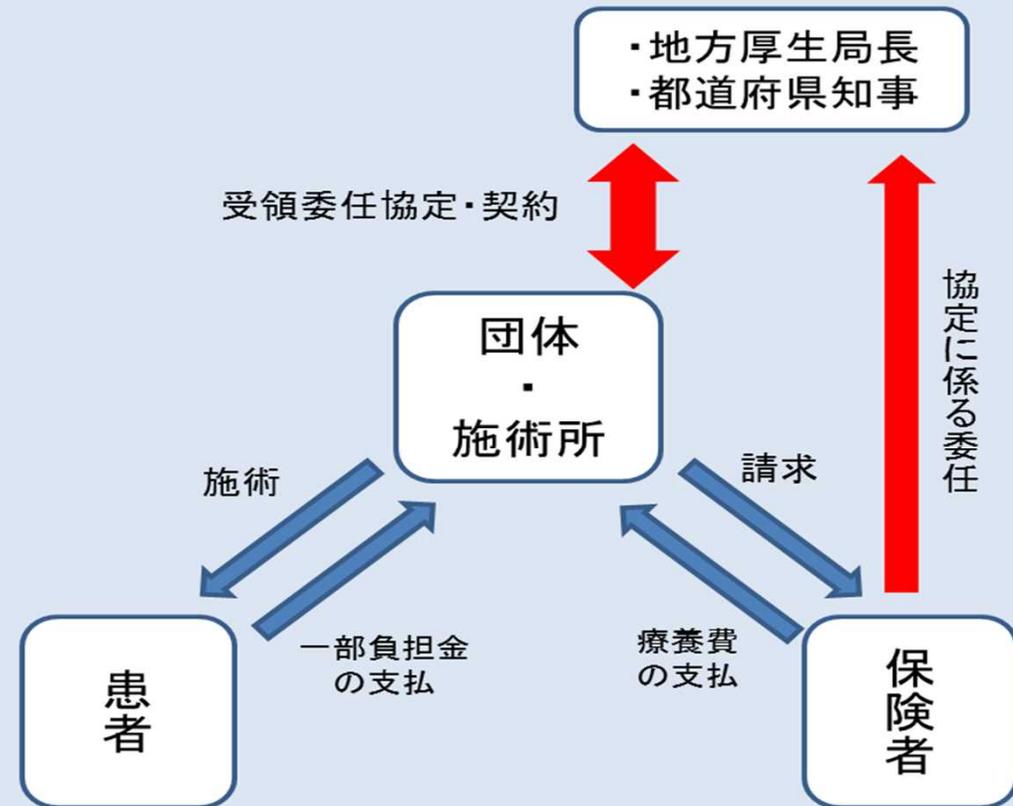
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(26年10月分)を基に分析

- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6

療養費の請求方法等の比較①

受領委任

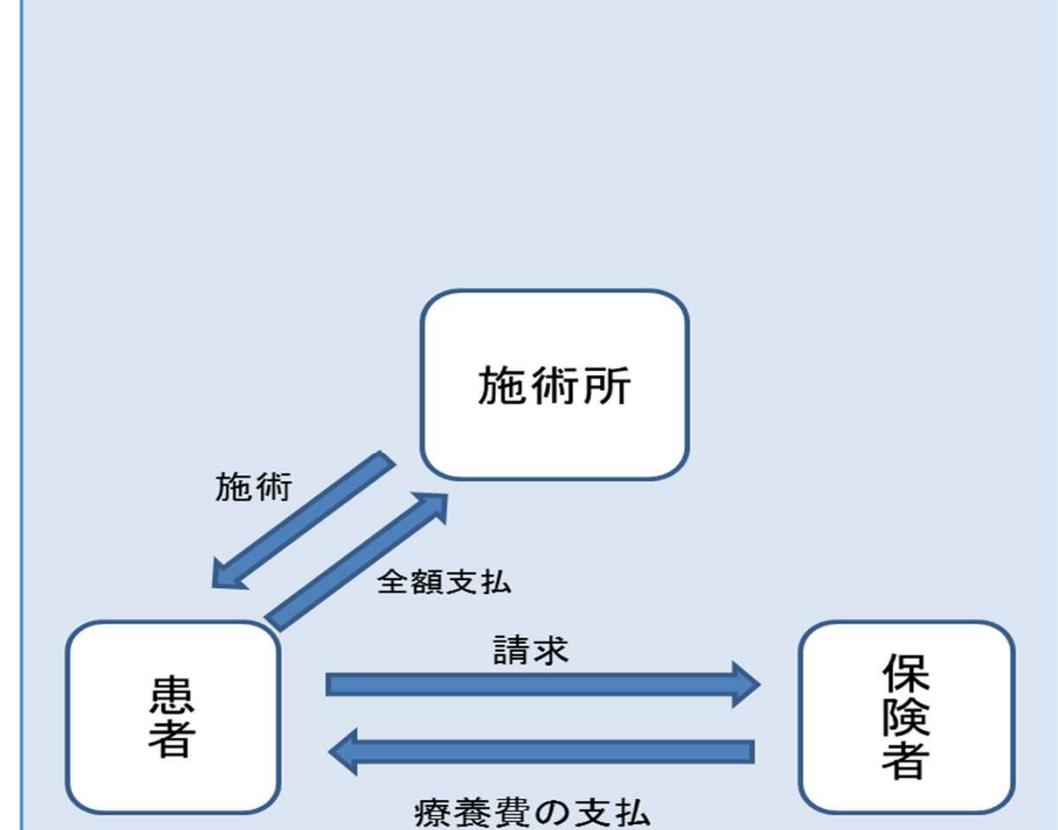
【柔道整復療養費】



○受領委任協定・契約に基づき、施術所を管理・指導監督

償還払い

【あはき療養費】



※保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合がある

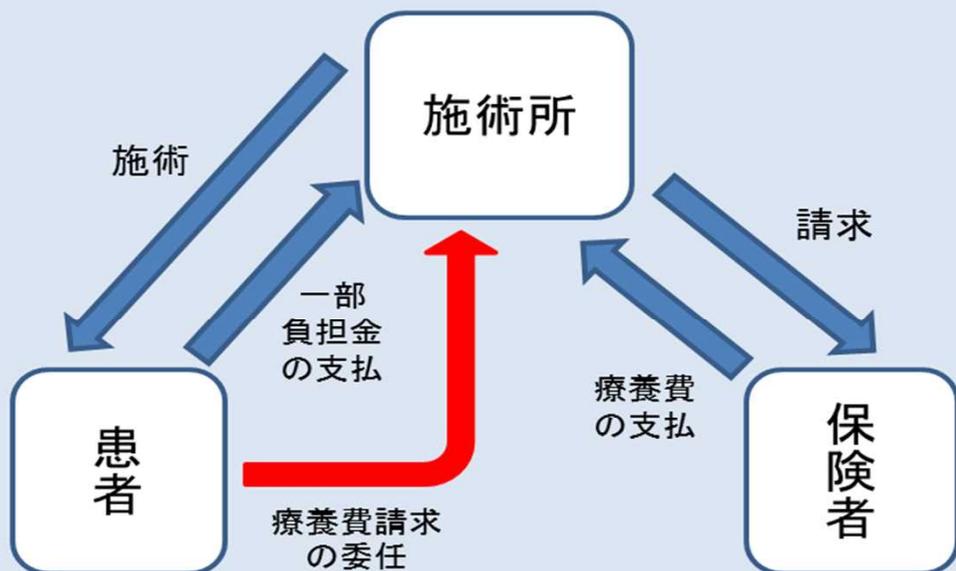
○地方厚生局は施術所を管理しておらず、指導監督はできない

療養費の請求方法等の比較②

代理受領

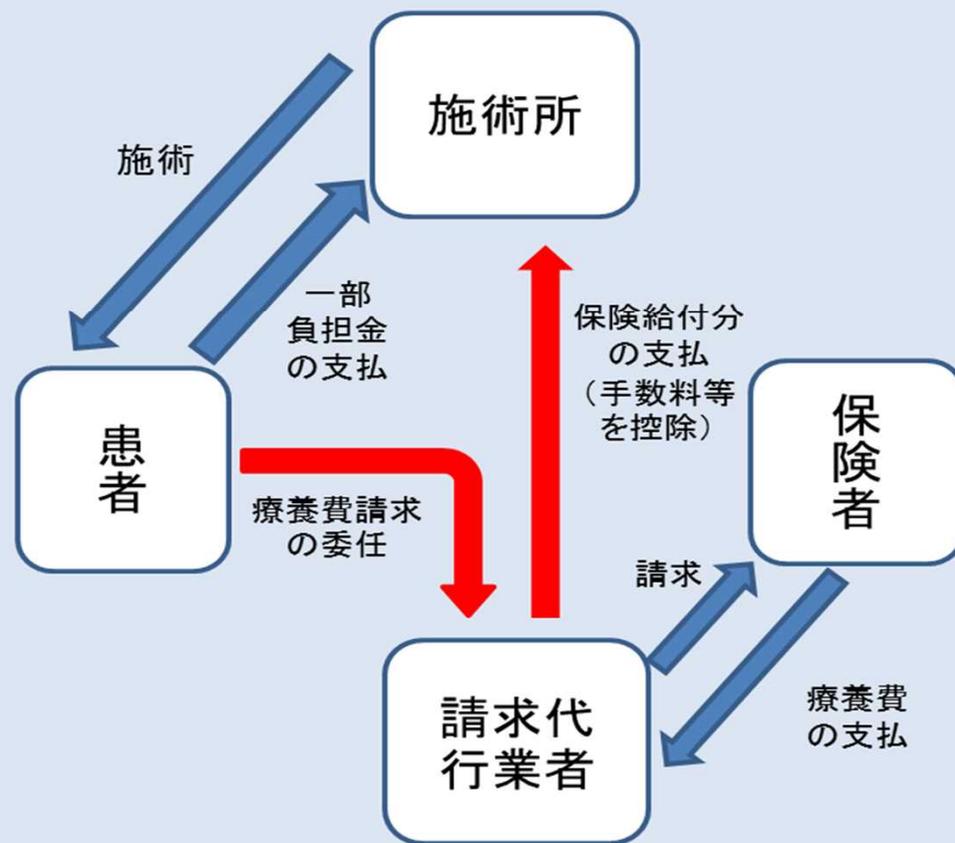
【あはき療養費】

※施術所(者)が代理受領を行っている場合



【あはき療養費】

※請求代行業者が代理受領を行っている場合

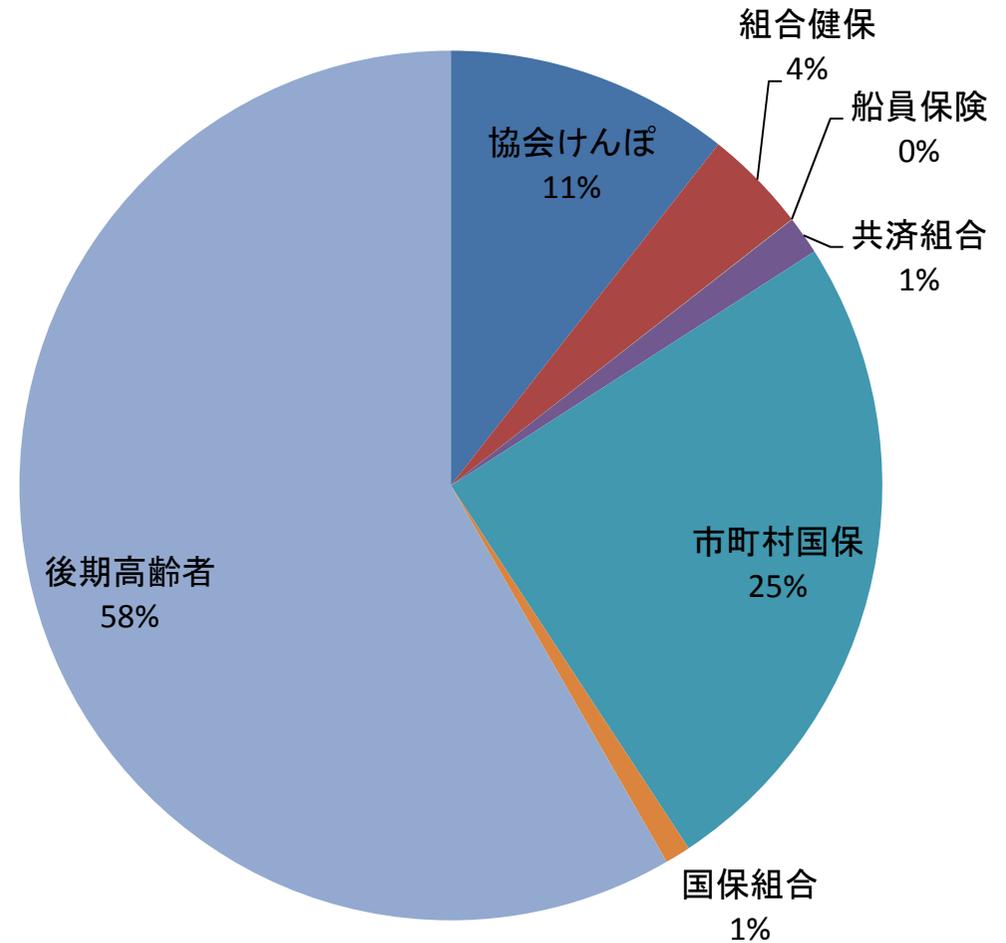
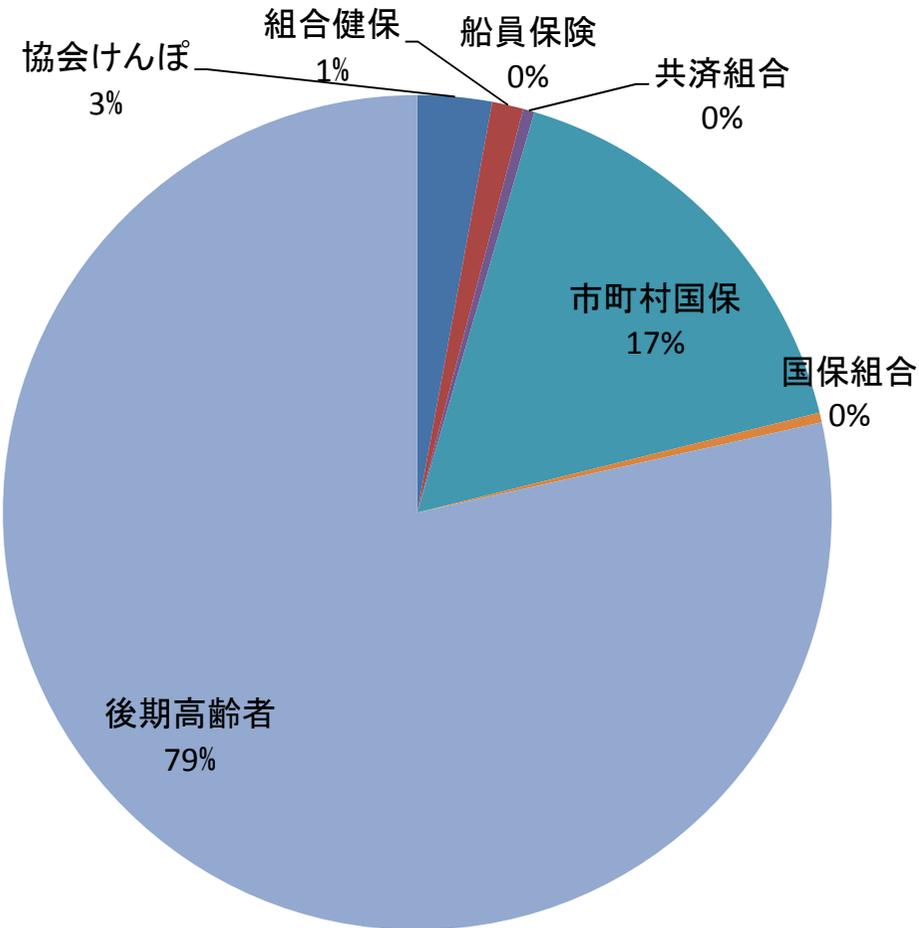


○地方厚生局は施術所を管理しておらず、指導監督はできない

療養費(医療費)の保険者別カバー率(平成26年度)

あん摩マッサージ指圧

はり・きゅう

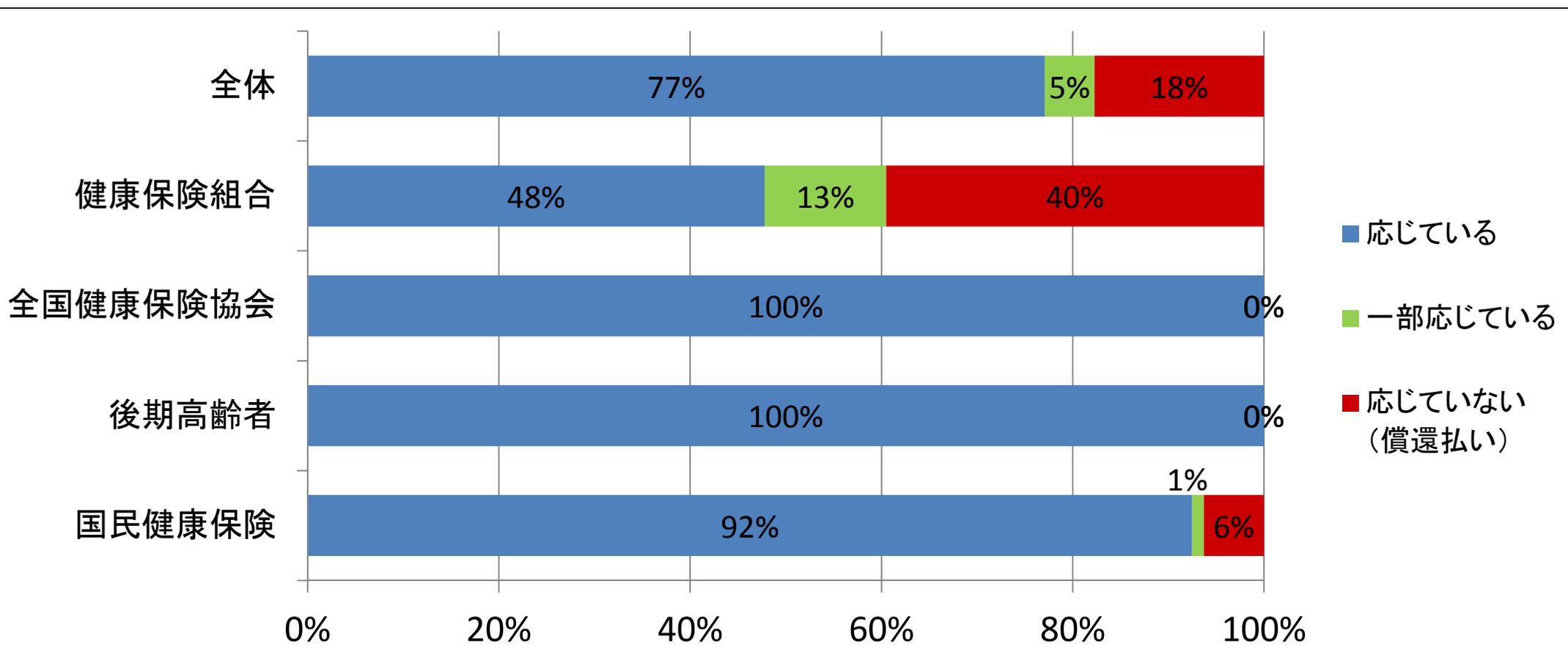


※ 「医療保険に関する基礎資料～平成26年度の医療費等の状況～」(平成28年12月：厚生労働省保険局調査課とりまとめ)を基に作成

保険者別代理受領取扱い状況（あん摩マッサージ、はり・きゅう）

○ 全国健康保険協会及び後期高齢者医療については、全ての支部又は広域連合が代理受領に応じている。保険者全体では、77%が代理受領に応じている。

■ 被保険者からの請求ではなく、施術者からの請求に応じているか



厚生労働省保険局医療課調べ（平成29年2月調査）（未回答の保険者を除く）

（注1）健康保険組合については平成27年度の状況。その他の保険者については平成29年2月時点の状況。

（注2）健康保険組合以外は、平成29年2月1日時点で現存するすべての保険者から回答あり。

（注3）端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

都道府県別保険者別代理受領取扱い状況一覧(あん摩マッサージ、はり・きゅう)

参考資料(改)
29.2.15

都道府県	全国健康保険協会	健康保険組合				国民健康保険				後期高齢者	合計							
		回答があった 保険者数(件)	応じている	一部応じている	応じていない	回答があった 保険者数(件)	応じている	一部応じている	応じていない		回答があった 保険者数(件)	応じている		一部応じている		応じていない		
			件数(件)	件数(件)	件数(件)		件数(件)	件数(件)	件数(件)			件数(件)	件数(件)	割合	割合	件数(件)	割合	
北海道	応じている	10	6	1	3	161	138	4	19	応じている	173	146	84.4%	5	2.9%	22	12.7%	
青森県	応じている	2	0	0	2	41	31	0	10	応じている	45	33	73.3%	0	0.0%	12	26.7%	
岩手県	応じている	6	3	0	3	34	28	0	6	応じている	42	33	78.6%	0	0.0%	9	21.4%	
宮城県	応じている	9	1	0	8	38	36	0	2	応じている	49	39	79.6%	0	0.0%	10	20.4%	
秋田県	応じている	2	0	1	1	27	26	0	1	応じている	31	28	90.3%	1	3.2%	2	6.5%	
山形県	応じている	3	2	0	1	35	34	1	0	応じている	40	38	95.0%	1	2.5%	1	2.5%	
福島県	応じている	6	2	0	4	61	58	0	3	応じている	69	62	89.9%	0	0.0%	7	10.1%	
茨城県	応じている	7	3	2	2	46	43	0	3	応じている	55	48	87.3%	2	3.6%	5	9.1%	
栃木県	応じている	6	2	1	3	27	25	0	2	応じている	35	29	82.9%	1	2.9%	5	14.3%	
群馬県	応じている	9	5	2	2	37	36	0	1	応じている	48	43	89.6%	2	4.2%	3	6.3%	
埼玉県	応じている	21	14	3	4	69	69	0	0	応じている	92	85	92.4%	3	3.3%	4	4.3%	
千葉県	応じている	29	11	5	13	57	54	1	2	応じている	88	67	76.1%	6	6.8%	15	17.0%	
東京都	応じている	444	180	75	189	84	82	2	0	応じている	530	264	49.8%	77	14.5%	189	35.7%	
神奈川県	応じている	59	25	7	27	39	39	0	0	応じている	100	66	66.0%	7	7.0%	27	27.0%	
新潟県	応じている	9	5	0	4	33	28	1	4	応じている	44	35	79.5%	1	2.3%	8	18.2%	
富山県	応じている	8	4	3	1	17	17	0	0	応じている	27	23	85.2%	3	11.1%	1	3.7%	
石川県	応じている	6	4	2	0	20	20	0	0	応じている	28	26	92.9%	2	7.1%	0	0.0%	
福井県	応じている	5	3	0	2	20	20	0	0	応じている	27	25	92.6%	0	0.0%	2	7.4%	
山梨県	応じている	2	2	0	0	28	28	0	0	応じている	32	32	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
長野県	応じている	18	8	2	8	79	73	1	5	応じている	99	83	83.8%	3	3.0%	13	13.1%	
岐阜県	応じている	8	4	3	1	44	44	0	0	応じている	54	50	92.6%	3	5.6%	1	1.9%	
静岡県	応じている	36	9	4	23	40	36	4	0	応じている	78	47	60.3%	8	10.3%	23	29.5%	
愛知県	応じている	70	50	2	18	60	60	0	0	応じている	132	112	84.8%	2	1.5%	18	13.6%	
三重県	応じている	9	8	1	0	33	33	0	0	応じている	44	43	97.7%	1	2.3%	0	0.0%	
滋賀県	応じている	7	5	0	2	20	20	0	0	応じている	29	27	93.1%	0	0.0%	2	6.9%	
京都府	応じている	17	11	1	5	37	35	2	0	応じている	56	48	85.7%	3	5.4%	5	8.9%	
大阪府	応じている	132	74	12	46	59	59	0	0	応じている	193	135	69.9%	12	6.2%	46	23.8%	
兵庫県	応じている	41	28	2	11	47	47	0	0	応じている	90	77	85.6%	2	2.2%	11	12.2%	
奈良県	応じている	2	1	0	1	41	41	0	0	応じている	45	44	97.8%	0	0.0%	1	2.2%	
和歌山県	応じている	5	4	0	1	33	33	0	0	応じている	40	39	97.5%	0	0.0%	1	2.5%	
鳥取県	応じている	0	0	0	0	20	16	0	4	応じている	22	18	81.8%	0	0.0%	4	18.2%	
島根県	応じている	2	2	0	0	20	14	0	6	応じている	24	18	75.0%	0	0.0%	6	25.0%	
岡山県	応じている	4	3	1	0	30	24	0	6	応じている	36	29	80.6%	1	2.8%	6	16.7%	
広島県	応じている	11	5	0	6	27	26	1	0	応じている	40	33	82.5%	1	2.5%	6	15.0%	
山口県	応じている	4	3	0	1	20	20	0	0	応じている	26	25	96.2%	0	0.0%	1	3.8%	
徳島県	応じている	3	2	0	1	26	21	3	2	応じている	31	25	80.6%	3	9.7%	3	9.7%	
香川県	応じている	6	1	0	5	19	7	2	10	応じている	27	10	37.0%	2	7.4%	15	55.6%	
愛媛県	応じている	7	3	1	3	22	20	1	1	応じている	31	25	80.6%	2	6.5%	4	12.9%	
高知県	応じている	4	2	1	1	35	35	0	0	応じている	41	39	95.1%	1	2.4%	1	2.4%	
福岡県	応じている	17	4	2	11	63	51	0	12	応じている	82	57	69.5%	2	2.4%	23	28.0%	
佐賀県	応じている	0	0	0	0	23	23	0	0	応じている	25	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
長崎県	応じている	3	2	0	1	25	24	0	1	応じている	30	28	93.3%	0	0.0%	2	6.7%	
熊本県	応じている	4	1	0	3	47	46	0	1	応じている	53	49	92.5%	0	0.0%	4	7.5%	
大分県	応じている	1	0	0	1	20	17	0	3	応じている	23	19	82.6%	0	0.0%	4	17.4%	
宮崎県	応じている	2	1	0	1	28	22	0	6	応じている	32	25	78.1%	0	0.0%	7	21.9%	
鹿児島県	応じている	4	3	0	1	45	43	0	2	応じている	51	48	94.1%	0	0.0%	3	5.9%	
沖縄県	応じている	3	2	1	0	42	36	0	6	応じている	47	40	85.1%	1	2.1%	6	12.8%	
全体(件数)		47	1063	508	135	420	1879	1738	23	118	47	3036	2340	77.1%	158	5.2%	538	17.7%
全体(割合)		—	—	47.8%	12.7%	39.5%	—	92.5%	1.2%	6.3%	—							

厚生労働省保険局医療課調べ(平成29年2月調査)(未回答の保険者を除く)

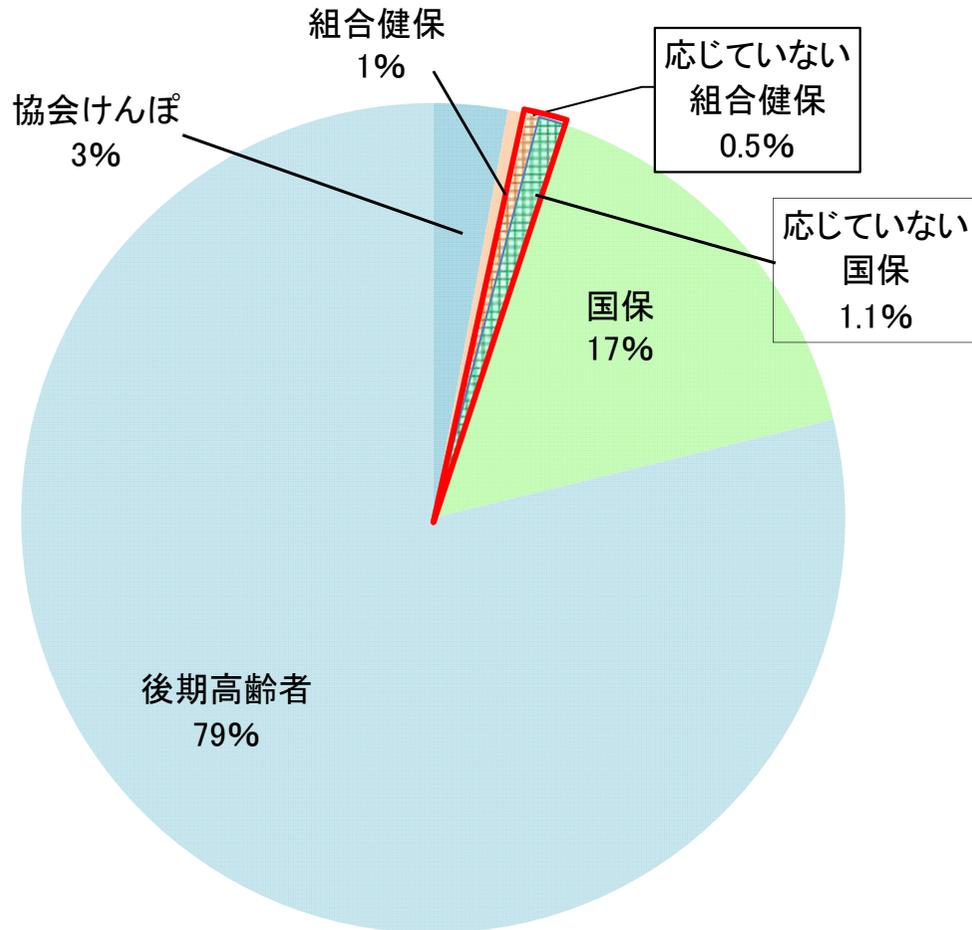
(注1)健康保険組合については平成27年度の状況。その他の保険者については平成29年2月時点の状況。

(注3)端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

(注2)健康保険組合以外は、平成29年2月1日時点で現存するすべての保険者から回答あり。

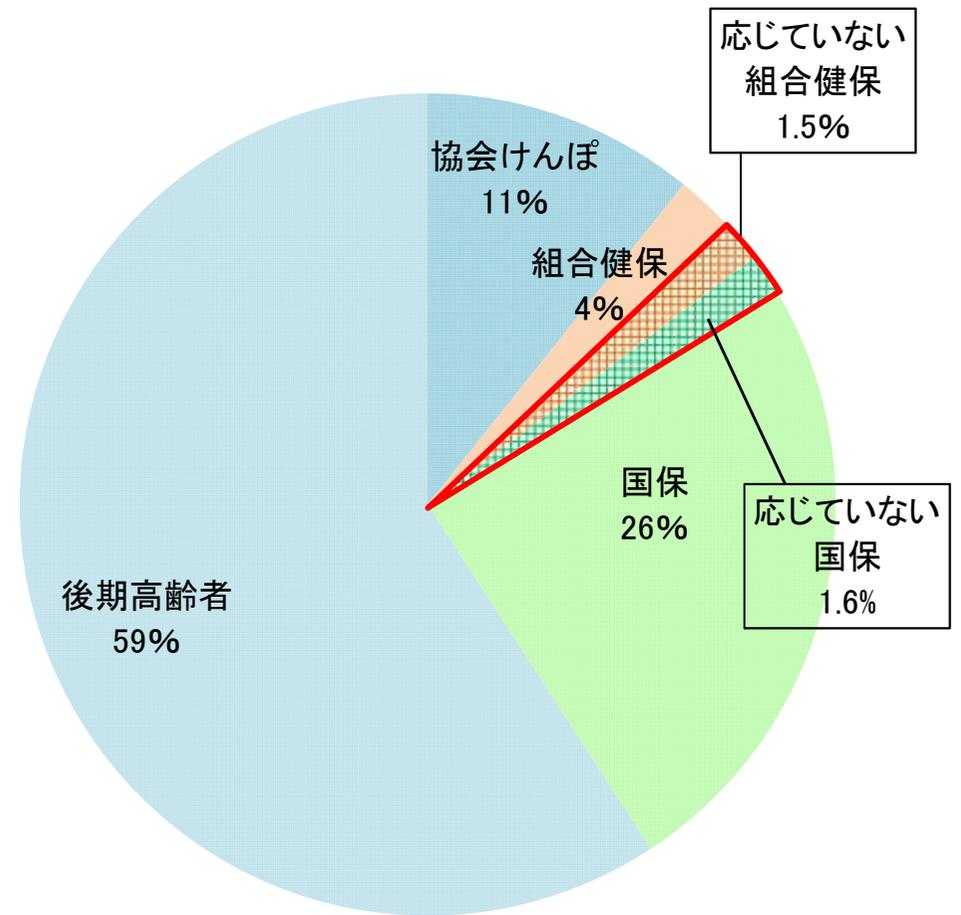
療養費(医療費)に占める代理受領の取扱い状況(平成26年度)

あん摩マッサージ指圧



応じていないのは全体の2%程度

はり・きゅう



応じていないのは全体の3%程度

※ 「医療保険に関する基礎資料～平成26年度の医療費等の状況～」(平成28年12月:厚生労働省保険局調査課とりまとめ)を基に作成(船員保険及び共済組合を除く)

注:各保険者別の療養費(医療費)の中で、代理受領に応じている保険者の割合及び代理受領に応じていない保険者の割合を表したものであり、厳密な意味での療養費(医療費)に占める代理受領・償還払いの割合ではない。

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の状況

- 後期高齢者医療制度の発足時(平成20年4月)からこれまで(平成28年11月)の不正請求等の件数は、全体で約5万5千件であり、不正請求等の金額は約9億5千万円となっている。
- 仮に、平成20年度から平成26年度までの後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の総支給件数、総支給金額を分母として計算した場合、その割合は、件数、金額ともに0.3%となる。

制度発足時からの不正請求等の状況 (全体)

(平成28年11月8日現在)

不正請求等を行った(延べ)事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書の(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額
271事業者	54,561件 (約5万5千件)	948,732,492円 (約9億5千万円)

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不当請求分も含めて報告あり。

(参考) 後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の支給状況 (平成20年度～平成26年度計)

支給件数	支給金額
16,268,504件 (約1,626万9千件)	359,951,483,962円 (約3,599億5千万円)

※ 「後期高齢者医療事業状況報告書(事業年報)」の各年度版を基に集計

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の状況(都道府県別)

制度発足時からの不正請求等の状況(都道府県別)

(平成28年11月8日現在)

	不正請求等を行った事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額(単位:円)
北海道	該当なし	—	—
青森県	該当なし	—	—
岩手県	4	247	5,209,832
宮城県	4	188	1,884,085
秋田県	3	1,658	47,822,177
山形県	5	589	2,969,450
福島県	1	248	11,467,320
茨城県	1	359	27,000,614
栃木県	1	113	4,934,685
群馬県	4	49	1,686,781
埼玉県	4	68	1,869,968
千葉県	該当なし	—	—
東京都	該当なし	—	—
神奈川県	13	5,188	102,366,442
新潟県	1	16	764,953
富山県	該当なし	—	—
石川県	2	718	12,540,474
福井県	該当なし	—	—
山梨県	1	316	4,239,667
長野県	8	167	4,190,914
岐阜県	5	6,310	7,696,976
静岡県	2	12,330	76,896,575
愛知県	8	1,320	36,550,108
三重県	2	41	708,652

	不正請求等を行った事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額(単位:円)
滋賀県	64	1,754	14,679,181
京都府	3	474	27,296,146
大阪府	15	3,264	138,457,071
兵庫県	29	4,704	86,255,375
奈良県	1	13	316,261
和歌山県	9	6,583	159,775,857
鳥取県	2	4	53,190
島根県	該当なし	—	—
岡山県	5	415	14,703,526
広島県	2	1,975	83,507,126
山口県	該当なし	—	—
徳島県	1	把握できず	把握できず
香川県	1	63	1,573,488
愛媛県	4	808	5,094,505
高知県	該当なし	—	—
福岡県	3	30	808,660
佐賀県	1	487	13,597,618
長崎県	45	1,064	11,841,526
熊本県	該当なし	—	—
大分県	4	536	10,833,917
宮崎県	10	2,344	26,190,803
鹿児島県	該当なし	—	—
沖縄県	3	118	2,948,569
合計	271	54,561	948,732,492

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不正請求分も含めて報告あり。

※ 徳島県については患者調査等を行ったものの、不正認定までには至らなかったとして、件数・金額について「把握できず」として報告あり。

不正請求があった場合の対応

償還払い・代理受領（あはき）

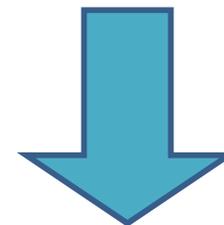
保険者 → 施術者 返還金の請求

※ 刑事罰となった場合には、あはき師の業務停止等の処分がある。

【不正請求を理由とした業務停止等の処分(H27年度)】
0件

受領委任（柔道整復師）

保険者 → 施術者 返還金の請求

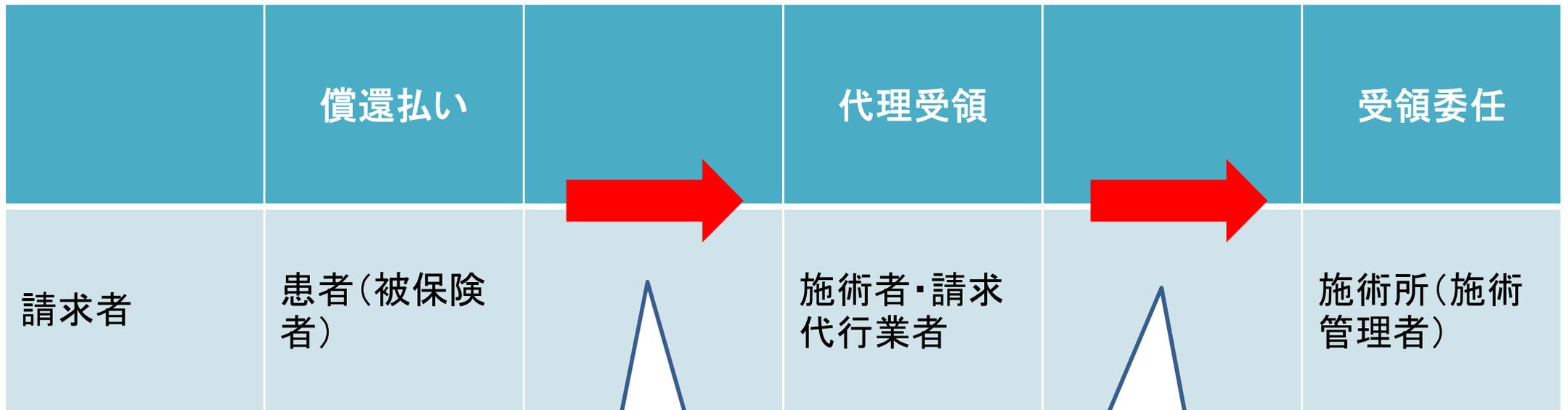


厚生局 → 施術者 受領委任の取扱いの中止(5年)

※ 刑事罰となった場合のほか、受領委任の取扱いの中止を基に、柔道整復師の業務停止等の処分がある。

【不正請求を理由とした業務停止等の処分(H27年度)】
・刑事罰(療養費の詐取)による免許取消 1件
・受領委任の中止に基づく業務停止 13件

受領委任制度と不正・給付費の関係



【償還払い→代理受領】

- ・不正・給付費が増える可能性
- ・利便性は向上

【代理受領→受領委任】

- ・不正・給付費は変わらない
- ・請求代行業者ではなく施術所(施術管理者)が請求することとなる
- ・厚生局による指導監督

柔道整復療養費について地方厚生局が行っていること

- 施術所・施術管理者・勤務する施術者の登録
- 概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録した施術者の集団指導
- 個別指導・監査・不正の事実認定・受領委任の取扱いの中止



- 保険者からの委任を受けて、施術所と受領委任協定・契約を結ぶ中で、上記についても実施している。

保険者数（平成27年3月末）

・市町村国保	1, 7 1 6
・国保組合	1 6 4
・協会けんぽ	1
・組合健保	1, 4 0 9
・共済組合	8 5
・後期高齢者医療制度	4 7

※ これらの業務を、全ての保険者でそれぞれ行うことが可能か。

※ 一つの保険者が不正と判断したことによって、他の保険者もその施術者の代理受領を認めないということが可能か。

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考) 情報提供		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北海道	672	541	430	3	3	0	0	0	3	0	0	3	39	26	20
東北	713	263	226	17	14	10	5	2	1	4	0	1	31	40	46
関東信越	1,181	1,094	1,057	29	15	10	1	4	9	2	3	5	154	166	232
東海北陸	744	387	378	21	19	21	3	1	0	2	1	0	86	69	107
近畿	2,051	931	934	62	50	22	19	19	4	14	11	9	176	100	169
中国四国	335	146	192	5	11	10	3	2	3	3	1	3	34	45	54
四国	113	130	137	9	5	4	0	2	3	2	0	2	23	29	12
九州	451	608	589	12	5	12	2	5	3	1	3	2	88	73	95
計	6,260	4,100	3,943	158	122	89	33	35	26	28	19	25	631	548	735

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審査会

○審査により、不正の疑いを見つける
【④審査基準の策定】

保険者等 又は 柔整審査会

○患者、施術者へ調査する
【⑤柔整審査会の権限強化】
【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】

- ・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは
- ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

○不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。

※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。

【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、⑬地方厚生(支)局の人員体制の強化】

<まとめ>

以上をまとめると、過去の裁判では、以下のことが指摘されており、あはき療養費に受領委任制度を導入するには、その対応について検討が必要であると考えられる。

- (1) 療養費の支給は、療養の給付の補完的な役割を果たすものであり、現物給付化することは健康保険法の予定するところではない（償還払いが原則）
- (2) 受領委任払いの方法は、これを認めても弊害の生ずる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別の事情のある場合に限り認められる特例的な措置



- 不正請求等への対応
- あはき療養費に受領委任を認めるべき必要性・相当性

- (3) 受領委任払いは、保険者において施術の内容や額等について被保険者から確認することができないまま施術者により請求されることから、不正請求や業務範囲を逸脱した施術を見過ごす危険性が大きい



- 不正請求等への対応
- 実態的に約6割の保険者が代理受領に応じていることとの関係

- (4) 具体的にいかなる支給方法にするかについては、保険者の合理的な裁量に委ねられている



- 保険者の裁量との関係